

令和5年度答申第1号  
令和5年4月4日

諮問番号 令和4年度諮問第89号（令和5年3月10日諮問）  
審査庁 厚生労働大臣  
事件名 職業訓練受講給付金不支給決定に関する件

## 答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

## 理 由

### 第1 事案の概要

#### 1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号。以下「求職者支援法」という。）7条1項（令和4年法律第12号による改正前のもの。以下同じ。）の規定に基づく職業訓練受講給付金（以下「給付金」という。）の支給の申請（以下「本件申請」という。）をしたのに対し、A公共職業安定所長（以下「処分庁」という。）が不支給とする決定（以下「本件不支給決定」という。）をしたところ、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

#### 2 関係する法令の定め

（1）求職者支援法7条1項は、公共職業安定所長が指示した認定職業訓練又は公共職業訓練等（以下「認定職業訓練等」という。）を特定求職者が受けることを容易にするため、国が当該特定求職者に対して、給付金を支給する

ことができる旨規定し、同条2項は、給付金の支給に関し必要な基準は、厚生労働省令で定める旨規定する。

- (2) 厚生労働省令である職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省令第93号。以下「求職者支援規則」という。）11条1項（令和4年厚生労働省令第73号による改正前のもの。以下同じ。）は、職業訓練受講手当は、公共職業安定所長が指示した認定職業訓練等を受ける特定求職者が、給付金支給単位期間（原則、訓練開始日を起算日として1か月ごとに区切った個々の期間）において同項各号のいずれにも該当するときに、当該給付金支給単位期間について支給する旨規定する。

求職者支援規則11条1項各号のうち、出席に関する要件を規定する同項5号は、認定職業訓練等の全ての実施日に当該認定職業訓練等を受講していること（ただし、やむを得ない理由により受講しなかった当該認定職業訓練等の実施日がある場合にあっては、当該認定職業訓練等を受講した日数に一部のみを受講した日数（1実施日における訓練の部分の2分の1以上に相当する部分を受講した日に限る。）に2分の1を乗じて得た日数を加えた日数（1日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数）の当該認定職業訓練等の実施日数に占める割合が100分の80以上であること）を掲げている。

### 3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 特定求職者である審査請求人は、令和3年9月27日、認定職業訓練を開始した。当該訓練は、「B科」（以下「本件訓練」という。）であり、訓練期間は、同日から同年12月24日までであった。

（就職支援計画書）

- (2) 審査請求人は、令和3年11月2日、退院付添いを理由に本件訓練を1日欠席した。

（職業訓練受講給付金支給申請書）

- (3) 審査請求人は、令和3年12月2日、処分庁に対し、同年10月27日から同年11月26日までの給付金支給単位期間（以下「本件支給単位期間」という。）について本件申請をしたところ、処分庁は、同年12月2日、「求職者支援訓練等の全ての実施日に出席していなかったため。または、やむを得ない理由により出席しなかった日がある場合にあっては、求職者支援

訓練等を受講した日数の当該求職者支援訓練等の実施日数に占める割合が8割未満であったため「11/2の欠席がやむを得ない理由にあたらなため」との理由を付した通知書により、本件不支給決定を通知したが、その後、当該通知書の「支給しない理由」欄の記載を「その他 11/2の欠席がやむを得ない理由にあたらなため」と修正し、改めて本件不支給決定の通知書を交付した。

(職業訓練受講給付金支給申請書、職業訓練受講給付金不支給決定通知書2通)

(4) 審査請求人は、令和4年1月6日、審査庁に対し、本件不支給決定を不服として、本件審査請求をした。

(審査請求書)

(5) 審査庁は、令和5年3月10日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

#### 4 審査請求人の主張の要旨

審査請求人には、身内はいないが、昔からいつもお世話になっていて母と思っている82歳の女性(以下「本件女性」という。)がおり、本件女性の娘が急に退院することになった。退院の迎えに行く予定であった人が当日の朝になって急病で行けなくなったと聞き、代わりに迎えに行ってくれる人を探したが見つからなかった。本件女性は、大丈夫行ってくるよと言っていたが、杖をついており、同行する友人も2歳年下でシルバーカーを利用していると聞き、その二人だけで迎えに行くのは無理であると判断した。本件訓練を休みたくはないと思ったものの、本件女性への恩返しの気持ちで付き添った。

給付金が入ってくる予定でパソコンを買い、必死でスキルを身につけて働きたいと考えていたが、親族でないというだけで、当てにしていた給付金が入らなければ、生活していけなくなり、求職活動にも集中できない。

本件不支給決定を取り消してほしい。

(審査請求書)

## 第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりである。

- 1 求職者支援規則の規定を受けて、認定職業訓練等を受講しなかったことについて、「やむを得ない理由」については、求職者支援制度業務取扱要領(平成23年9月1日付け職発0901第4号、能発0901第5号職業安定局長・職業能力開発局長連名通達「求職者支援制度の実施について」別添。以下「求

職者支援要領」という。) 10042へにおいて、「当該特定求職者本人の疾病又は負傷のため。」、「親族の傷病について当該特定求職者の看護を必要とするため(省略)。」、「親族の介護のため。」等が示されている。

- 2 認定職業訓練等をやむを得ない理由で欠席した場合については、支給申請時に提出する書類として、証明書類が必要であり、公共職業安定所は、求職者支援要領10042ト(イ)から(ニ)に示されている証明書類を必須の添付書類として求めて欠席理由の確認を行うこととされている。具体的には、特定求職者本人の疾病又は負傷に係る証明の場合、「医師その他診療を担当した者(医師法に規定する医師、歯科医師法に規定する歯科医師及び柔道整復師に限られる。)又は担当医療機関関係者の証明書」、「医療機関又は調剤薬局の領収書(本人宛てのもの。以下、省略。）」、「処方箋」のいずれか1点とされており、親族の看護に係る証明の場合も上記に準ずるとされている。また、親族の介護に係る証明の場合は、「介護施設への送迎等をしたことの介護施設、担当者等の証明」、「家族の傷病に係る証明」のうちいずれか1点、又は「家族が介護認定を受けていることの証明」、「受講者本人の申告」の2点が必要とされている。
- 3 本件において、処分庁は、審査請求人に対し、訓練受講開始前の求職者支援制度の説明の際に、給付金の支給要件の一つとして、支給を受けようとする支給単位期間中の全ての実施日の受講が必要であること、ただし「やむを得ない理由」による欠席・遅刻・早退がある場合については、その理由を確認できる証明書類が必要であり、かつ当該支給単位期間中の訓練実施日数に占める受講日数の割合が8割以上であれば給付金が支給される場合があること等について、「求職者支援訓練受講に当たっての注意事項」等を用いて説明し、審査請求人は署名をするなどして同意をしている。
- 4 審査請求人は、親交のある本件女性の娘が退院する際、高齢である本件女性が娘に付き添うことについて、審査請求人が本件女性に付き添う必要があると判断し(本件女性は付添いは「大丈夫」と言っており求めていない)、その送迎を行ったため、当該付添いによる訓練の欠席はやむを得ない理由であると主張している。しかし、本件女性は審査請求人の親族ではなく(「母親同然と思っている」にすぎない)、親族の看護や介護のいずれにも該当しないことから、当該欠席については、やむを得ない理由であるとは認められない。また、当該理由により訓練を欠席することについて、審査請求人からA公共職業安定所に対して事前の相談はなかった。

よって、処分庁は、給付金の支給要件の一つである出席要件を満たしていないものとして本件不支給決定を行った。

- 5 以上により、本件申請については、求職者支援規則11条に定める給付金の支給要件を欠くことから、処分庁が行った本件不支給決定は正当なものであり、本件審査請求には理由がないため棄却すべきである。

### 第3 当審査会の判断

#### 1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

- (1) 本件審査請求から本件諮問に至るまでの手続の経緯を見ると、以下のとおりである。

本件審査請求の受付（審査庁）	：令和4年1月6日
反論書の提出期限	：同年4月15日
審理員意見書の提出	：同年10月4日付け
本件諮問	：令和5年3月10日

- (2) これら一連の手続をみると、本件審査請求の受付（審査庁）から本件諮問までに約1年2か月もの期間を要しており、特に、①反論書の提出締切日から審理員意見書の提出までに約5か月半の期間、②審理員意見書の提出から本件諮問までに約5か月の期間を費やしているが、これらの手続にこれだけの長期間を要する特段の理由があったとは考えられず、審査庁においては、手続を迅速に進行させるための措置を講ずるべきである。

- (3) 上記の点以外には、本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認められる点はうかがわれない。

#### 2 本件不支給決定の適法性及び妥当性について

- (1) 上記第1の2(2)のとおり、給付金の支給を受けるためには、認定職業訓練等の全ての実施日に当該認定職業訓練等を受講していることが原則として求められている（求職者支援規則11条1項5号本文）。求職者支援制度は、訓練受講を通じて求職者を就職に結び付けていくことを目的とするものであり、また、訓練は、その期間中の一貫したプログラムに沿って実施されるものであり、これを全て受講することによってその成果が上がるものであることからすれば、全ての訓練に出席することが当然の前提とされているものと考えられる。そうすると、給付金の支給要件に定める「認定職業訓練等の全ての実施日に当該認定職業訓練等を受講していること」とは、全ての実施日についてプログラムの開始から終了まで受講することを厳格に要求する趣旨であると解される。

審査請求人は、令和3年11月2日に実施された訓練を欠席しており、本件支給単位期間に係る本件訓練の全ての実施日に訓練を受講したとは認められない。

- (2) 求職者支援規則11条1項5号ただし書は、やむを得ない理由により受講しなかった当該認定職業訓練等の実施日がある場合には、当該認定職業訓練等を受講した日数の当該認定職業訓練等の実施日数に占める割合が100分の80以上であることをもって要件を満たす旨を定めている。

上記「やむを得ない理由」とは、社会通念上、出席を求めることが酷であると考えられる事由が存在することと解され、厚生労働省は、求職者支援要領を定め、その中で「やむを得ない理由」に当たるものを列挙しているが、これらは社会通念上、出席を求めることが酷であると考えられるものを例示したものと考えられる。

審査請求人が欠席した理由は、親交のある本件女性が同人の娘の退院に付き添うに当たり、本件女性が高齢で杖をついている状態なので、審査請求人も付き添うというものである。

親族の傷病について当該特定求職者の看護を必要とするため、あるいは親族の介護のための欠席は、上記求職者支援要領にも「やむを得ない理由」として掲げられおり、社会通念上これらと同視できる場合であればやむを得ない理由による欠席となり得るとしても、本件においては、親交のある本件女性とは親族ではない上、本件女性はその娘の退院に付き添うに当たり審査請求人も付き添うためというのでは、本件女性の傷病について審査請求人の看護を必要とする場合や本件女性の介護のためと同視できる場合ということもできない。

### 3 まとめ

以上によれば、本件不支給決定が違法又は不当であるとはいえず、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

#### 行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	木	村	宏	政
委	員	交	告	尚	史